

協 政 号 外
令和6年6月14日

連 合 町 会 長 各位
町会・自治会長 各位

習志野市長 宮本 泰介
(公印省略)

地域集会所施設の整備予定について(照会)

向暑の候、皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では町会・自治会等における自治活動およびサークル活動等を推進するため、地域集会所施設(以下「集会所」という。)の整備に係る費用の一部について補助金を交付しております。

今後、集会所の老朽化による建替えや修繕の増加が見込まれる中、継続して補助金交付を行うための参考資料とすることから、町会・自治会等が保有する集会所の修繕予定もしくは、新築予定について、下記のとおり回答をお願いいたします。

なお、令和7年度に補助金の交付を希望する団体につきましては、令和6年9月までに協働政策課へ要望書を提出してください。補助金の交付にあたっては一定の要件がありますので、詳しくは裏面をご参照ください。

記

1. 対 象 令和7年度から令和11年度の間集会所の新築、増築、一部改築または修繕を予定している団体
※整備予定がない場合は回答不要です
2. 回答期限 令和6年7月31日(水)まで
3. 回答方法 別紙「地域集会所施設整備予定表」を以下のいずれかの方法でご提出ください。
4. 提出方法 ①郵送 宛先:275-8601 習志野市役所協働政策課 宛
※市役所への郵便物は、郵便番号と部署名の記入で届きます
②ファックス FAX 番号:047-453-5578
③メール アドレス:kyodo@city.narashino.lg.jp
④持参 市役所4階協働政策課窓口

【問合せ】

習志野市 協働政策課
担当:緑川
電話:453-9301(直通)

地域集会所施設整備事業補助金の概要

事業の内容	自治活動、地域サークル活動等を推進するため、町会等が実施する集会所整備事業に対し補助金を交付しています。 ※総事業費 100 万円以上の整備事業対象(修繕については、50 万円以上) (1)世帯の数がおおむね 300 世帯以上の地縁団体 (修繕についてはおおむね 50 世帯以上の地縁団体) (2)300 世帯に満たない地縁団体においても、次に掲げる事項のいずれにも該当する地縁団体 ① 連合町会の活動に積極的に参加し、かつ、規約に基づき活発な活動を行っていること。 ② 他の地縁団体と地域集会所施設を共有することができないやむをえない事由があること。 ③ 整備費用を捻出することができること。 ④ 維持管理及び修繕積立を継続できること。 (3)集会所整備の前年 9 月頃までに協働政策課へお知らせください。 【新築(建替え・全面改築を含む)】 ・補助率 事業費の 2 分の 1 ・限度額 800 万円 【増築・一部改築】 ・補助率 事業費の 2 分の 1 ・限度額 500 万円 【修繕】 ・補助率 事業費の 2 分の 1 ・限度額 200 万円
申請時期	前年 9 月までに事前協議
交付時期	交付決定後

地域集会所施設整備事業補助金の流れ

①事前協議（町会等）※令和6年9月中旬まで

当該補助金の交付を受けようとする場合には、「地域集会所施設整備事業補助金要望書」に次の書類を添えて提出してください。（次年度の予算積算を行う為）

＜添付書類＞

- 1) 地域集会所補助金要望調書
- 2) 工事見積書 2 者分
(概算でもかまいませんが、翌年度の交付申請の際に事前協議時の見積額を上回ることがないように注意してください。)
- 3) 工事設計図（配置図、平面図、立面図）

②交付申請（町会等）

工事を行う前に、交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて提出してください。

＜添付書類＞

- 1) 地域集会所施設整備事業計画書
- 2) 工事見積書
- 3) 集会施設の設計図（配置図、平面図、立面図）
- 4) 収支予算書
- 5) 用地の確保を証することができる書類（登記簿謄本または借地契約書の写し）
- 6) その他、市長が必要と認める書類

※要望時と工事内容、工事金額に変更が生じないようにご注意ください。

③交付決定（市）

申請された事業の内容が適正と認められた場合、「交付決定通知書」により通知します。

※なお、交付決定後に当該申請に係る事業内容を変更、中止又は廃止する場合には、事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。

④補助金交付（市）

交付決定後、交付請求書（第7号様式）に基づき口座振込みいたします。

※口座振込みにあたり、原則として、申請人名義の口座をご利用いただくようになっておりますが、やむを得ず別名義の口座を利用される場合には、委任状が必要になります。

⑤工事（町会等）

交付決定後、申請内容に従い、工事に着手してください。

（交付決定日以前の着工は原則として認められません。）

※検査済証について（修繕は除く）

建設完了後に市役所建築指導課へ別途「工事完了届」を提出し、「検査済証」の交付を受けてください。

※工事途中で工事費用の変更等が生じる場合には、補助金の額が変わる場合がありますので速やかに報告してください。場合によっては、地域集会所施設整備事業計画変更（中止・廃止）承認申請書にて手続きが必要です。

⑥実績報告（町会等）

工事完了後、速やかに実績報告書（第2号様式）に次の書類を添えて提出してください。

＜添付書類＞

- 1) 契約書の写し
- 2) 収支決算書
- 3) 事業費を支払ったことを証する書類（交付申請時の事業費と一致する領収書）
- 4) 集会所の完成写真
- 5) 管理運営に関する規約
- 6) 検査済証（修繕以外の場合）

地域集会所施設整備事業のスケジュール

	全団体	申請団体	協働政策課
令和6年7月31日まで	・団体による整備計画を協働政策課へ知らせる		
令和6年9月2日まで		・要望書等必要書類を提出 ・見積もり書は2者提出	
令和7年3月31日まで			・要望書を基に予算要求 ・補助の可否を団体へ連絡
【R7年度】			
令和7年4月			・団体へ交付申請書を送付
工事を行う前 (およそ1か月前)		・交付申請書を作成し提出 ・請求書を作成し提出	・交付決定通知を送付 ・団体指定口座へ振込
工事施工		※交付決定後に工事すること	
工事を行った後		・実績報告書を作成し提出 ・契約書の写しや写真が必要	

※要望時の見積書は、2者分の見積書をご提出ください。

地域集会所施設整備予定表

令和7年度から令和11年度に集会所の整備を予定している団体のみご回答ください。

町会・自治会等名称	
代表者氏名	
連絡先	
世帯数	世帯

集会所の名称	
集会所の住所	習志野市
整備予定年度	令和_____年度
整備内容 (○をしてください)	新築 ・ 増築 ・ 一部改築 ・ 修繕
総事業費 (概算可。未定の場合 は未記入)	_____円(消費税込み)

※補助金の詳しい要件等については照会文裏面を参照ください。

※令和7年度に補助金の交付を希望する団体につきましては、令和6年9月までに協働政策課へ要望書を提出してください。